

旅行命令等の権限の委任等に関する訓令（平成 7 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

[沿革] 平成 9 月 8 日本部訓令第 12 号改正

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和 39 年総理府令第 11 号）第 4 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、奈良県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る旅行命令等の権限の委任等に関して必要な事項を定めるものとする。

（旅行命令等の権限の委任）

第 2 条 警察本部長は、旅行命令等の権限のうち別表の旅行命令を受ける者の欄に掲げる職員に係る権限を、同表の旅行命令権者の欄に掲げる職にある職員に委任する。

（警察本部長の権限の代理を行う者の指定）

第 3 条 警察本部長は、事故のため旅行命令等の権限の職務を行うことができない場合における当該職務を代理させる者として、警務部長の職にある者を指定する。

（旅行命令等の権限の代理）

第 4 条 第 2 条に規定する旅行命令等の権限の委任を受けた職員（以下「旅行命令権者」という。）は、事故のためその職務を行うことができない場合には、別表の代理できる職員の欄に掲げる職にある職員にその職務を代理させることができる。

2 旅行命令権者は、職務を代理させる必要があるときは、別記様式第 1 号により警務部会計課長に通知しなければならない。この場合において、職務を代理させる期間は、その始期において終期が分からないときは、当該始期を通知するものとし、終期が分かり次第別記様式第 2 号により警務部会計課長に通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 8 月 28 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 9 年 8 月 28 日から施行する。

別表（第2条・第4条関係）

旅行命令権者	代理できる職員	旅行命令を受ける者
警察本部の課長	次席又は次席の事務を処理する職員	課長を除く職員
刑事部科学捜査研究所長	副所長	所長を除く職員
生活安全部自動車警ら隊長 刑事部機動捜査隊長 交通部交通機動隊長 交通部高速道路交通警察隊長 警備部機動隊長	副隊長	隊長を除く職員
警察学校長	副校長	学校長を除く職員及び生徒
各警察署長	副署長又は次長	署長以下職員

別記様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

第 号  
平成 年 月 日

警務部会計課長 殿

所属長名 印

旅行命令権者を代理させることについて ( 通知 )

警察庁旅費取扱規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、下記の者に当課 ( 隊、所、校、署 ) の旅行命令権者の職務の代理をさせることとしたので通知する。

記

- 1 代理させる理由
- 2 代理させる期間
- 3 代理者

職 名	階 級	氏 名	登 録 印 鑑

別記様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )

第 号  
平成 年 月 日

警務部会計課長 殿

所属長名 印

旅行命令権者の代理免除について ( 通知 )

警察庁旅費取扱規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、( 代理者の職名、階級及び氏名 ) に当課 ( 隊、所、校、署 ) の旅行命令権者の職務の代理をさせていたところ、平成 年 月 日付をもって代理を免じたので通知する。